

# 東京都動物愛護管理推進計画の概要

資料 2

## 計画の改定について

### 1 計画の位置付け

- 根拠法令：動物の愛護及び管理に関する法律 第6条  
東京都動物の愛護及び管理に関する条例 第2条  
動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都等の動物愛護管理に関わる主体に共通の行動指針
- 計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間（5年を目途に見直し）

### 2 計画改定の背景

- 動物愛護管理法及び基本指針の改正  
〔・事業者の飼養管理に係る数値基準の導入  
・マイクロチップ装着の義務化 等〕
- 東京都動物愛護管理審議会答申（令和2年12月）  
「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」

これまでの取組を検証し、現下の状況における課題等に的確に対応するため、推進計画を改定

## 関係者の役割

関係者がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力した取組を推進

### 都民

- ・動物愛護への相互理解
- ・適正飼養、終生飼養の徹底

### 事業者

法令遵守、適正な取扱いへの率先した取組

### ボランティア・関係団体

行政と連携した動物愛護管理施策の推進

### 区市町村

地域の実情に応じ、住民の生活に密着した取組

### 東京都

- ・広域的、専門的な取組
- ・推進計画全体の着実な進行

## 計画の概要

前推進計画で示した四つの施策展開の方向に沿って取組を進めることを基本とし、今後、重点的に取り組むべき施策を整理

1 動物の適正飼養の啓発と徹底（施策1～7）

2 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進（施策8～10）

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進（施策11～14）

4 動物由来感染症・災害時への対応強化（施策15～16）

動物愛護相談センターは、施策の中核を担う施設として取組を推進するための必要な機能を整備

16の重点施策を着実に推進

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す  
Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH: ハルス)

# 四つの施策展開の方向と 16 の重点施策

資料 2

## 1 動物の適正飼養の啓発と徹底

### 施策 1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

- 飼い主への啓発の更なる充実
- 適正飼養・終生飼養に係る情報発信

### 施策 2 犬・猫の適正飼養の徹底

- 犬の適正飼養の徹底
- 猫の飼養三原則の普及啓発

### 施策 3 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備

- 飼い主等が身近な地域で相談支援を受けられる体制の整備

### 施策 4 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携

- 多頭飼育問題等に対応するための連携体制の構築

### 施策 5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

- 遺棄・虐待の防止に向けた取組
- 遺棄・虐待疑いへの的確な対応

### 施策 6 地域における適正飼養の推進のための人材育成

- 動物愛護相談センターにおける人材育成機能の強化

### 施策 7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

- 教育現場における普及啓発の拡大
- 学校における動物飼育への支援

## 3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

### 施策 11 動物取扱業への監視強化

- 東京の特性を踏まえた効率的な監視指導
- 動物取扱業に係る規制の周知と遵守の徹底

### 施策 12 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進

- 業態の多様化に応じた監視指導
- 自主管理に取り組む事業者の育成・支援

### 施策 13 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底

- 飼い主等の責務や法規制について、監視指導等を通じて周知徹底

### 施策 14 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

- 畜産業者等への指導
- 実験動物施設への普及啓発

## 2 動物の致死処分 of 更なる減少を目指した取組の推進

### 施策 8 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及

- 区市町村における取組への支援、効果の高い取組の普及

### 施策 9 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理

- 動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理の推進、専門能力の向上

### 施策 10 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

- 譲渡活動の連携・協働の拡大
- より譲渡を受けやすい環境の整備
- 譲渡拡大に向けた取組の推進

< 推進計画の各取組を総合的に実施し、以下の指標を着実に向上 >

| 指標          |                           | 目指すべき方向性 |
|-------------|---------------------------|----------|
| 動物の引取数      |                           | 更なる減少を図る |
| 動物の致死処分数    | ① 動物福祉の観点から行ったもの          | 更なる減少を図る |
|             | ② 引取・収容後に死亡したもの           |          |
|             | ③ ①②以外の処分<br>(都における「殺処分」) | ゼロを継続する  |
| 犬及び猫の返還・譲渡率 |                           | 更なる増加を図る |

## 4 動物由来感染症・災害時への対応強化

### 施策 15 動物由来感染症への対応強化

- 動物由来感染症発生時に備えた体制強化
- 身近な健康危機への適切な対処

### 施策 16 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

- 事業者やボランティア等と連携した災害への備え
- 避難所設置主体となる区市町村の対策強化
- 動物愛護相談センター等における災害時の対応体制強化